フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十五年六月十二日法律第三十九号) による改正後の

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

総則 (第 第八条)

フロン類の使用の合理化に係る措置

フロン類の製造業者等が講ずべき措置 (第九条 第十一条)

指定製品の製造業者等が講ずべき措置 (第十二条 第十五条)

第 四第第第第第第第 章六五四三二一 節節節節節節 第一種特定製品から回収されるフロン類の再生(第五十条(第六十)第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一種特定製品からのフロ)第一種特定製品の管理者が講ずべき措置(第十六条)第二十六条)特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置 種特定製品へのフロン類の充塡及び第一種特定製品からのフロン類の回収(第二十七条

第六十二条)

第四十九条)

フロン類の破壊 (第六十三条 第七十三条)

費用負担 (第七十四条・第七十五条)

第八十五条)

情報処理センター(第七十六条 第百二条)

第五章 罰則 (第百三条 第雑則 (第八十六条 第百九条)

則

第 章

合理 化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。)の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第 寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、 フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をい ίį 「指定製品」 とは、

推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。)他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を

- 3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器 (一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をい う。) であって、冷媒としてフロン類が充塡されているもの (第二種特定製品を除く。 をいう。
- ー エアコンディショナー
- r この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資 二 冷蔵機器及び冷凍機器 (冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。) 源化法」という。) 第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。
- 6 この法律においてフロン類について「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。 ること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。 化に深刻な影響をもたらさないもの(以下「フロン類代替物質」という。)の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させ。 この法律においてフロン類について「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖
- 7.この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品について「製造等」とは、次に掲げる行為をいい、 」とは、製造等を業として行う者をいう。 製造業者等
- 二 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為 (他の者の委託を受けて行うものを除く。) 十八号) 第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。) の委託を受けて行うものを除く。) ー フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為 (他の者 (外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二
- 三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為
- 8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」 ロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。 とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」 とは、 フロン類使用製品の所有者その他フ
- フロン類使用製品を使用すること。
- フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。
- 三(フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用すること を目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という。)。
- 10 この法律において「第一種フロン類充塡回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロ、充塡、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。9 この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握
- 回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充塡回収業者」とは、第一種フロン類充塡回収業を行うことについて第二十七条第ン類を充塡すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を 一項の登録を受けた者をいう。
- いう。を業として行うことをいい、「第一種フロン類再生業者」とは、 媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)より当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷: この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の再生(ろ過、蒸留その他の方法に 第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者を

- 12 壊業者」とは、 この法律において「フロン類破壊業」とは、 フロン類破壊業を行うことについて第六十三条第一項の許可を受けた者をいう。 特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の破壊を業として行うことをい 「フロン類破
- 第三条(主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、 ロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする。 フ
- 2 ものでなければならない。 前項の指針は、 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・使用合理化指針と調和が保たれ
- 主務大臣は、 第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表するものとする。
- (製造業者等の責務)
- 第四条 に協力しなければならない。 るよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策四条(フロン類の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ず
- う。) の低減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度 (次条第一項及び次章第二節において「使用フロン類の環境影響度」とい「指定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン ために講ずる施策に協力しなければならない。
- 3 団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならな。 特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共 L١
- (指定製品及び特定製品の管理者の責務)
- 第五条 指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならな
- (第一種フロン類充塡回収業者等の責務) 努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。 特定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に
- 第六条 、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第三条第一項の指針に第二十九条第一項第二号及び第七十一条第二項において同じ。)、第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。) (国の責務) その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。 第一種フロン類充塡回収業者、第二種フロン類回収業者 (使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。
- 第七条 理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう、 指定製品及び特定製品の管理者の
- 第八条・地方公共団本は、(地方公共団体の責務) な措置を講ずるように努めなければならない。 国の施策に準じて、 フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要

フロン類の使用の合理化に係る措置

(フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項)

- 理化のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合
- 2 めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。 かつ、フロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定のが、では、これらの事情の事情を勘察して定れる。
- 3 を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、 あらかじめ、 環境大臣に協議しなければならない。
- 4 環境大臣は、フロン類の排出の抑制を推進するため必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、 臣に対し、意見を述べることができる。 主務大

判断の基準となるべき事項を勘案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言第十条(主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、前条第一項に規定する(指導及び助言) をすることができる。

(勧告及び命令)

- の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類以下この条において同じ。)のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が第九条第一項に規定する判断第十一条 主務大臣は、フロン類の製造業者等 (その製造等に係るフロン類の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。 代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、
- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、当該フロン、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、 造業者等に対し、 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 当該フロン類の

第一節 指定製品の製造業者等が講ずべき措置

(指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項)

- 第十二条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度の低減に関し 指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。 ,ものの当該使用フロン類の環境影響度、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さ
- 3 主務大臣は、 第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は改廃しようとするときは、 環境大臣及び経済産業大臣の意見を聴かな
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のために特に必要があると認めるときは、 前項の基準の変更に関し主務大臣に意見を述

べることができる。

(使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告及び命令)

- 境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用以下この条において同じ。)が製造等を行う指定製品について、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして使用フロン類の環第十三条 主務大臣は、指定製品の製造業者等(その製造等に係る指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。 フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。
- とあるのは、「指定製品の製造業者等」と読み替えるものとする。 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。 この場合において、これらの規定中「フロン類の製造業者等」

(表示)

- 第十四条(主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、 ものとする。 指定製品について、 指定製品ごとに、 次に掲げる事項を定め、 これを告示する
- 指定製品の使用フロン類の環境影響度に関し指定製品の製造業者等が表示すべき事 項
- 前号に掲げる事項の表示の方法その他使用フロン類の環境影響度の表示に際して指定製品の製造業者等が遵守すべき事

(表示に関する勧告及び命令)

- 第十五条 ところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。 環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について同条の規定により告示され、十五条 主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について前条の規定により告示されたところに従って使用フロン類
- 2 とあるのは、「指定製品の製造業者等」と読み替えるものとする。 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。この場合において、 これらの規定中「フロン類の製造業者等」

第三章 特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

第一節 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置

(第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項)

- 第十六条 て同じ。)の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとす適正化のために管理第一種特定製品(第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節におい十六条 主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の
- 2 他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。 に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響、フロン類代替物質を使用した製品の開発の状況その- 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、第一種特定製品の使用等の状況、第一種特定製品の使用等

(指導及び助言)

管理者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること第十七条 都道府県知事は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第一種特定製品の ができる

勧告及び命令)

- 関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 して著しく不十分であると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一種特定製品の使用等にものに限る。以下この条において同じ。)の管理第一種特定製品の使用等の状況が第十六条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照ら7十八条 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者(管理第一種特定製品の種類、数その他の事情を勘案して主務省令で定める要件に該当する
- 3 著しく害すると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、おいて、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなか (フロン類算定漏えい量等の報告等) ;いて、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後に都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- | 方法により算定した量をいう。以下同じ。) が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。) は、毎年第十九条|| 第一種特定製品の管理者 (フロン類算定漏えい量 (第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める 主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する
- 続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)が第一年、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、大臣(以下この節及び第百条において「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を なして、前項の規定を適用する。 て「連鎖化事業者」という。)については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみ品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者(以下この項におい 一種特定製 かつ、継
- (報告事項の記録等) 事業所管大臣は、第一項の規定による報告があったときは、 当該報告に係る事項につい て環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

環境大臣及び経済産業大臣は、前条第三項の規定により通知された事項について、

- 理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとイルに記録された事項(以下この節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管・環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファ 計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- 3 遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。
- のとする。 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、 前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するも
- 5 表することができる。 事業所管大臣及び都道府県知事は、 第二項の規定による通知があったときは、 当該通知に係る事項について集計するとともに、 その結果を公

- 第二十一条(何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、 (であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。 主務大臣に対し、 当該公表に係るファイル記 録
- 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名前項の請求(以下この項及び次条において「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子

- 開示請求に係る事業所又は第一種特定製品の管理者の名称、 所在地その他のこれらを特定するに足りる事項
- (開示義務)
- 第二十二条 主務大臣は、開示請求があったときは、 .開示しなければならない。 当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やか

(情報の提供等)

- より公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロン類算定漏第二十三条(第一種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第十九条第一項の規定による報告に添えて、第二十条第四項の規定に えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。
- 2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。
- 3 規定するファイルに記録するものとする。 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより第二十条第一項に
- 域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。イル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区・ 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファ
- 5 前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

るフロン類の管理の適正化の推進に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする第二十四条 主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制その他第一種特定製品に使用され

(手数料)

- 付しなければならない。 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納
- (磁気ディスクによる報告等)
- 第二十六条 事業所管大臣は、第十九条第一項の規定による報告については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスク (これに準ずる方法 により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。)により行わせることができる。
- おいて準用する場合を含む。)の規定による開示については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことがで2 主務大臣は、第二十一条第一項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による請求又は第二十二条(第二十三条第五項に

第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一種特定製品からのフロン類の回収

(第一種フロン類充塡回収業者の登録)

- 第一種フロン類充塡回収業を行おうとする者は、 その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなけ ればならな
- 2 前項の登録を受けようとする者は、 ばならない。 次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、 これを都道府県知事に提出しなけれ
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 及びその設備の能力 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充塡しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
- その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

- 第二十八条(都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほ 条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類充塡回収業者登録簿に登録しなければならな 前
- 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

- の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されている第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録 書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 フロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。)に係るものに限る。第五十一条第二号口及び第六十四条第二号口において同じ。)第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等(使用済自動車再資源化法第二条二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定(引取業者(使用済自動車再資源化法第二条第二 ない者
- 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 4 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 三十日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの 第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、 その処分のあった日前
- 五
- 都道府県知事は、 『道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に第二十七条第二項、第二十八条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。- 条 第二十七条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 前項の場合において、 登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす

その日から三十日以内に、 第一種フロン類充塡回収業者は、 主務省令で定める書類を添えて、 第二十七条第二項各号に掲げる事項に変更 (主務省令で定める軽微なものを除く。) があったとき その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 第二十八条及び第二十九条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。
- (第一種フロン類充塡回収業者登録簿の閲覧)
- 都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

廃業等の届出)

- 第三十三条 第一種フロン類充塡回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三 業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。 十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあっては、当該廃止した第一種フロン類充塡回収業に係る第一種フロン類充塡回収
- 死亡した場合 その相続人
- 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 五四三
- 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合(その清算人
- 第一種フロン類充塡回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、種フロン類充塡回収業者であった法人を代表する役員 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充塡回収業を廃止した場合 第一種フロン類充塡回収業者であった個人又は第
- 2 第三十四条(都道府県知事は、第三十条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録 (登録の抹消) 第一種フロン類充塡回収業者の登録は、 その効力を失う。

を取り消したときは、当該第一種フロン類充塡回収業者の登録を抹消しなければならない。

- 第三十五条 都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 (登録の取消し等) その登録を取り消し、 又は六月以内の期間
- 不正の手段により第一種フロン類充塡回収業者の登録を受けたとき。を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 その者の第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回収の用に供する設備が第二十九 条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 第二十九条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。
- この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第二十九条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。 (主務省令への委任)
- 第二十七条から前条までに定めるもののほか、 第一種フロン類充塡回収業者の登録に関し必要な事項については、 主務省令で定める

(第一種特定製品整備者の充塡の委託義務等)

- 、当該フロン類の充塡を第一種フロン類充塡回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充塡回収業第三十七条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡する必要があるときは 者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充塡を行うときは、この限りでない。
- 2 ター 備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第七十六条第一項に規定する情報処理セン 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充塡の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品 (以下この節において「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用してい の整

·ればならない。 かどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センター の名称を当該第一種フロン類充塡回収業者に対し通知しな

- 塡の委託を受けてフロン類の充塡を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充塡を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。) は、第一項本文に規定するフロン類の充の 第一種フロン類充塡回収業者 (第一項ただし書の規定により自らフロン類の充塡を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第 に関する基準に従って行わなければならない。
- 定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充るフロン類の充塡を行ったときは、フロン類の充塡を証する書面(以下この項及び次条第一項において「充塡証明書」という。)に主務省令で「第一種フロン類充塡回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の充塡の委託を受けてフロン類の充塡を行い、又は同項ただし書の規定によ 塡証明書を交付しなければならない。

- 類を充塡した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フコノ質り重頁でによって帰って帰れています。これである場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン処理センターに限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。)は、第三十八条 第一種フロン類充塡回収業者(その使用に係る入出力装置が情報処理センター(前条第二項の規定によりその名称が通知された情報
- 2 1 情報処理センターは、前項の規定による登録が行われたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、3を情報処理センターに登録したときは、同条第四項の規定にかかわらず、充塡証明書を交付することを要しない。 る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通知するものとする。 当該登録が行われたフロン類に係
- 3 情報処理センターは、第一項の規定による登録に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、 これを当該登録 が行
- ・ 前三項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、われた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 主務省令で定める。

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

- 要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充塡回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロ第三十九条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回収する必 ン類充塡回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。
- と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センター 備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機- 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整 名称を当該第一種フロン類充塡回収業者に通知しなければならない。
- は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなけ三条第二項及び第四項並びに第七十五条において同じ。)は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又二項、第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十九条第一項及び第五項、第七十八条第一項及び第二項、第七十一条第二項、第七十第四十六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第五十九条第一項及び第第一種フロン類充塡回収業者(第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第六項、次条第一項、
- 種特定製品整備者は、 第一項本文の規定により第一種フロン類充塡回収業者に第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回

ものがあるときは、これを当該第一種フロン類充塡回収業者に引き渡さなければならない。収させた場合において、第三十七条第一項本文の規定により当該フロン類のうちに再び当 第三十七条第一項本文の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡されたもの以外の

- 除き、当該フロン類を引き取らなければならない。 第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、 正当な理由がある場合を
- 6 収証明書を交付しなければならない。 定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回るフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面(以下この項及び次条第一項において「回収証明書」という。)に主務省令で。第一種フロン類充塡回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によ

電子情報処理組織の使用)

- 第四十条 省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第六項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。 称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第三十八条第二項及び第三項において同じ。)の使用に係る(当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター(前条第二項の規定によりその名四十条 第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回収する場合 2て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務予子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。)において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を
- は、「第四十条第一項及び前二項」と読み替えるものとする。「第三十八条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、「 同条第四項中「 前三項」 とあるの

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

の者に委託して、第一種フロン類充塡回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を引き渡さなければならない第四十一条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、自ら又は他

- 第四十二条 建築物その他の工作物(当該特) (特定解体工事元請業者の確認及び説明) 製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した条第二項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定一号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第百条第一項第7四十二条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は 書面を交付して説明しなければならない。
- 前項の場合において、 特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければな

第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充塡回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない四十三条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を自ら第一種フロン類充塡回収業者に引

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定製品の種類及び数

- その他主務省令で定める事項引渡しを受ける第一種フロン \類充塡回収業者の氏名又は名称及び住
- 「一)の委託を受けた者の氏名又は名称及び住所 「一)第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 「一)第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。 「一)の表記を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。 「一)の表記を受けた者の氏名又は名称及び住所 「一)の表記を受けた者にある。」という。)を交付しなければなら 「一)の表記を受けた者にある。)において、当該引渡して、当該引渡しを他の 「一)の表記を受けた者にある。」という。)を交付しなければなら 「一)の表記を受けた者にある。)において、当該引渡して当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬
- 四三 その他主務省令で定める事項
- 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、 当該 面 **ത**
- し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 はならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなけれて、対談のの事でではならない。この場合において、当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者に係るフロン類にのる場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フガた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充塡回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類の引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類の第一種フロン類の第一種フロン類の別渡しの委託を受写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- により、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当。 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところ 該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 6 当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充塡回収業者に当該委託確認書を回付しなければならな。(第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充塡回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、
- 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主
- (第一種フロン類充塡回収業者の引取義務)務省令で定める期間保存しなければならない。
- 定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合そ第四十四条 第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第四十一条に規 他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。
- フロン類を回収しなければならない。 第一種フロン類充塡回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、 主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って

- 一該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 [棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充塡回収業者は、当該引取証明書の写しを|面(以下この条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品「十五条 第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する
- 種フロン類充塡回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証
- それぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。引渡しが終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをよりでいいが終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをいている。第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該
- 知事に報告しなければならない。 偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県の写しの送付を受けないとき、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚の写し種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項の規定による引取証明書の交付若しくは第二項の規定による引取証明書
- 5 定める期間保存しなければならない。 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、 当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で
- 6 前各項に定めるもののほか、引取証明書に関し必要な事項は、 主務省令で定める。
- ばならない。
 の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなけれら、の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類を引き取ったときは、第五十条第一項ただし書の規定により自ら当該フロン類三十七条第一項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡したもの以外のものがあるとき、又は第第四十六条 第一種フロン類充塡回収業者は、第三十九条第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第(第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務)
- 第一種フロン類充塡回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。 フロン類を運搬しなければならない。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、
- 第 四*个* を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項において同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業おいて第一種特定製品に冷媒として充塡した量及び回収した量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。第三項四十七条 第一種フロン類充塡回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合に
- 等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、「第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。 正当な理由がな種特定製品廃棄
- 3 第一種フロン類充塡回収業者はれば、これを拒んではならない。 種フロン類充塡回収業者は、 主務省令で定めるところにより、 フロン類の種類ごとに、 毎年度、 前年度において、 第一 種特定製品の整備

ロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。 第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フ)れる場合において第一種特定製品に冷媒として充塡した量及び回収した量、 第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量

ならない。 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなけ、

(指導及び助言)

第四 引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。り又は第四十二条第一項の規定による確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該充塡の委託、回収の委託、引渡し、四十一条若しくは第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡し、第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項の規定によるフロン類の引渡がし、第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の充塡の委託、第三十九条第一項本文の規定によるフロン類の回収の委託、同条第四項、第対し、第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の回収の委託、同条第四項、第次四十八条(都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は第一種フロン類充塡回収業者に

(勧告及び命令)

第四十九条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充塡回収業者が第三十七条第二項若しくは第四項又は第三十九条第二項 若しくは第六項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 2 を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充塡回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者が第三十八条第一項又は第四十条第一項の規定による登録をする場合において、 これらの規定
- 3 の者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第四十三条の規定を遵守していないと認めるときは、
- 4 までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充塡回収業者が第四十五条第一項から第五項
- 5 一種フロン類充塡回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。者を含む。以下この項において同じ。)が第四十六条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第するフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類充塡回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う 都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者が第三十七条第三項に規定するフロン類の充塡に関する基準若しくは第四十四条第二項に規定
- 定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充塡回収業者があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該充塡の委託、回収の委託、都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する充塡の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをしない第一種特定製品整備者、 (は引取りをすべき旨の勧告をすることができる。 回収の委託、 第一種特 引渡し
- 一種フロン類充塡回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、 きことを命ずることができる。 都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、 第一種フロン類引渡受託者又は第 その勧告に係る措置をとる

第三節 第一種特定製品から回収されるフロン類の再生

(第一種フロン類再生業者の許可)

第五十条 フロン類充塡回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備(以下「第一種フロン類再生施設等」(五十条 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一)であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。 ع 種

- 2 れを主務大臣に提出しなければならない。 項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、こ
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 再生をしようとするフロン類の種類
- 第一種フロン類再生施設等の種類、数、 構造及びその再生の能力
- 六五四三 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法
- その他主務省令で定める事項

許可の基準)

- 第五十一条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、 再生の能力並びに使
- | 申請者が次のいずれにも該当しないこと。| 用及び管理に関する基準に適合するものであること。
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終
- 第五十五条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない
- にその第一種フロン類再生業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの 第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十五条の規定により許可を取り消された場合において、 その処分のあった日前三十日以内
- 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(許可の更新)

- 2 第五十条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。 第五十二条 第五十条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、 その効力を失う。
- 3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間 (以下この条において「許可の有効期間」という。) の満了の日までにその申請に対
- 4 ・ 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとするする処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(変更の許可等)

- 第五十三条 - 第五十一条の規定は、前項の許可について準用する。 その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 ろにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 第一種フロン類再生業者は、第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるとこ

3 2

- る事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、 (廃業等の届出) 第一種フロン類再生業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第五十条第二項第一号若しくは第二号に掲げ その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、 当該各号に定める者は、その日から三十日

け出なければならない。

- その法人を代表する役員であった者
- 法人が破産手続開始の決定により解散した場合(その破産管財人法人が合併により消滅した場合(その法人を代表する役員であった死亡した場合)その相続人
- 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- フロン類の再生の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合(第一種フロン類再生業者である個人又は第一種フロン類再生業者 フロン類の再生の業務を廃止した場合(第一種フロン類再生業者であった個人又は第一種フロン類再生業者であった法人を代表する役員
- 第一項の許可は、その効力を失う。 第一種フロン類再生業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至ったときは、当該第一種フロン類再生業者に対する第五十条 である法人を代表する役員

(許可の取消し等)

- 第五十五条 主務大臣は、 第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その許可を取り消し、 又は六月以内の期間を定めて
- 不正の手段により第一種フロン類再生業者の許可を受けたとき。その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 その者の第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理の方法が第五十一条第一号に規定する基準に適合しなくな ったとき。
- 第五十一条第二号イ、ロ、二又はへのいずれかに該当することとなったとき。
- 兀 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(第一種フロン類再生業者名簿)

第五十六条 主務大臣は、第五十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載した第一種フロン類再生業者 名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(主務省令への委任)

- 第五十七条 第五十条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類再生業者の許可に関し必要な事項については、主務省令で定める。 (第一種フロン類再生業者の再生義務等)
- 第五十八条 第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充塡回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、 当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。
- 2 ときは、フロン類破壊業者に対し、これを引き渡さなければならない。 第一種フロン類再生業者は、前項の規定によりフロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうちに再生をされなかったものがある
- 3 回収業者」とあるのは、「第一種フロン類再生業者」と読み替えるものとする。 第四十六条第二項の規定は、前項の規定によるフロン類の引渡しについて準用する。この場合において、 同条第二項中「第一 種フロン類充塡

- た日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 業者に当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類再生業者は、当該再生証明書の写しを当該交付をし生証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充塡回収五十九条(第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面(以下この条において「再
- 2 第一種フロン類充塡回収業者は、 前項の規定による再生証明書の交付を受けたときは、 遅滞なく、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

た再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 ぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充塡回収業者は、 当該回 「付をし

- 当該フロン類を第三十九条第一項ただし書の規定により回収した場合(当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定
- 当該フロン類を第三十九条第五項の規定により第一種特定製品整備者から引き取った場合(当該第一種特定製品整備者)
- 3 をした第一種特定製品の管理者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をし、第一種特定製品整備者は、前項の規定による再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注三、当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から引き取った場合、当該第一種特定製品廃棄等実施者
- (再生量の記録等) た再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 第六十条 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生をした量、 フロン類破壊業者に引き渡した
- 施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充塡回収業者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があっ2 第一種フロン類再生業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。 たときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 3 業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。(第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、 前年度において再生をした量、フロン類破壊
- 第六十一条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者に対し、第五十八条第二項の規定によるフロン類の引渡しを確保するため必要があると認める (指導及び助言)
- ときは、当該引渡しに関し必要な指導及び助言をすることができる。 (勧告及び命令)
- 第六十二条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準を遵守していないと認めるときは 当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。
- 2 八条第三項において準用する第四十六条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一主務大臣は、第一種フロン類再生業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項及び第五項において同じ。 再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。 種フロン類)が第五十
- 3 主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類充塡回収業者又は第一種フロン類再生業者が第五十九条の規定を遵守していないと認め るときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
- 4 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引渡しをしない第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し 期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。
- 5 一由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、 主務大臣は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類充塡回収業者又は第一種フロン類再生業者が、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる

第四節 フロン類の破壊

(フロン類破壊業者の許可)

第六十三条 フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 これを主務大臣に提出しなければならない。 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載し た申請書に主務省令で定める書類を添えて、
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 六五四三 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法フロン類の破壊の用に供する施設 (以下「破壊しようとするフロン類の種類 フロン類破壊施設」という。 の種類、 数、 構造及びその破壊の能力
- その他主務省令で定める事項

許可の基準)

- 第六十四条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 理に関する基準に適合するものであること。 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、 破壊の能力並びに使用及び管
- 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終
- わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 第六十七条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- フロン類破壊業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの フロン類破壊業者で法人であるものが第六十七条の規定により許可を取り消された場合において、 その処分のあった日前三十日以内にその
- 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの第六十七条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(許可の更新)

- 2 第六十三条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。 第六十五条 第六十三条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間 (以下この条において「許可の有効期間」という。) の満了の日までにその申請に対
- 4 ・(前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとするする処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(変更の許可等)

- 第六十六条 フロン類破壊業者は、第六十三条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところに より、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 2 第六十四条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 〈その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、 フロン類破壊業者は、 第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第六十三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事 その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- (許可の取消し等)
- 主務大臣は、 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、 又は六月以内の期間を定めてその業

務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。
- その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第六十四条第一号に規定する基準に適合しなくなったとき
- この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。第六十四条第二号イ、口、二又はへのいずれかに該当することとなったとき。

第六十八条 五十条第二項第一号」とあるのは「第六十三条第二項第一号」と、第五十七条中「第五十条」とあるのは「第六十三条」号及び第六号中「の再生」とあるのは「の破壊」と、同条第二項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十三条第一項」 第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定は、 フロン類破壊業者について準用する。この場合において、 と読み替えるものとす と、第五十六条中「 第五十四条第一項第五

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

- 第六十九条(フロン類破壊業者は、第一種フロン類充塡回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、 な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。 正当
- 2 場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。 フロン類破壊業者は、第一種フロン類再生業者から第五十八条第二項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある
- 3 ときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 項及び第七十一条第二項において同じ。)から使用済自動車再資源化法第二十六条第一項の規定によりフロン類の破壊の委託の申込みを受け。 フロン類破壊業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関(使用済自動車再資源化法第百五条に規定する指定再資源化機関をいう。第
- 4 フロン類破壊業者は、第一項若しくは第二項の規定によりフロン類を引き取ったとき、又は前項の規定によりフロン類の破壊を受託したとき 主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。
- フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。 動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充塡回収業者、第一・フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者、 種自

(破壊証明書)

- ロン類を引き取った第一種フロン類充塡回収業者に当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において、当該フロン類破壊業者は、ことを証する書面(以下この条において「破壊証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フ第七十条 フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊した 当該破壊証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 一項」と読み替えるものとする。 第五十九条第二項及び第三項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、 同条第二項中「前項」とあるのは、 第七十条第

破壊量の記録等)

- 第七十一条(フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、 録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。 破壊した量その他の主務省令で定める事項に関
- (一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者は、第一種特定製品の整備の発注を行う第一種特定製品の管理者、 使用済自動車(使用済自動車再資源化法第二条第二項に第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、

これを拒んではならない。 造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があっ規定する使用済自動車をいう。第八十七条第二号において同じ。)を引取業者に引き渡した者、引取業者、 たときは、 第二種フロン類回収業者、 正当な理由がなけ. れば、

る事項を主務大臣に報告しなければならない。 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、 フロン類の種類ごとに、 毎年度、 前年度において破壊した量その他の主務省令で定め

(指導及び助言)

フロン類の破壊の受託又は同条第四項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、第七十二条(主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第六十九条第一項若しくは第二項の規定によるフロン類の引取り、 の受託又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。 当該引取り若しくは破壊 同条第三項の規定による

(勧告及び命令)

第七十三条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第六十九条第四項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、 フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。 当該

2 第五十九条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることがで- 主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類充塡回収業者又はフロン類破壊業者が第七十条第一項又は同条第二項において準用する

3 破壊業者に対し、 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り若しくは破壊の受託又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、 期限を定めて、当該引取り若しくは破壊の受託又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。 当該フロン類

なくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、 主務大臣は、 前三項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類充塡回収業者又はフロン類破壊業者が、 当該フロン類破壊業者に対し、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 正当な理由

第五節 費用負担

(第一種フロン類充塡回収業者の費用請求等)

運搬及び当該フロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行うるとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第四十一条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第7七十四条 第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品整備者から第三十九条第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとす な料金を請求することができる。

2 金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。 1、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料第一種フロン類充塡回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者か

3 払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定 による第一 種フロン類充塡回収業者の請求に応じて適正な料金の支

4 る金額の支払を請求することができる。 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、 当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、 当該料金の額に相当す

5 第一種特定製品整備者は、第三十九条第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一 種特定製品の管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、 適正な料金を請求することができる。 種特定製品の整備の発注を

- 6 費用を負担するものとする 一種特定製品の整備の発注者は、 前二項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の
- (第一種フロン類再生業者の費用請求等)
- 対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充塡回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うも第七十五条 第一種フロン類再生業者は、第五十八条第一項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充塡回収業者に のとする。
- 2 して第一種フロン類充塡回収業者が支払わなければならない料金の提示を求められたときは、 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充塡回収業者から、第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡しに際 遅滞なく、 これに応じなければならない

情報処理センター

- 第七十六条 その申請により、情報処理センターとして指定することができる。 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを
- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない
- 3 情報処理センターは、 その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、 あらかじめ、 その旨を主務大臣に届け出なければなら
- 4 主務大臣は、 前項の規定による届出があったときは、 当該届出に係る事項を公示しなければならない。

- 第七十七条 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする
- すること。 第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登録に係る事務 (次号において「登録事務」という。) を電子情報処理組織により処理
- ァイル等を作成し、及び保管すること。 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、 及び管理し、 並びにプログラム、 タ、 フ
- 準用する場合を含む。)の規定による記録及び保存を行うこと。 第三十八条第二項(第四十条第二項において準用する場合を含む。 の規定による通知並びに第三十八条第三項 (第四十条第二項において
- 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

- 第七十八条 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務 (以下「情報処理業務」という。) を行うときは、その開始前に、 業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 利用料金に関する事項その他の主務省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(次項及び第八十五条第 項第三号において「 情報処理業務の実施
- 2 ことを命ずることができる。 主務大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、 その業務規程を変更すべき

(事業計画等)

- 情報処理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、 同様とする。 主務
- 2 - 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とt 情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、 主務大

(業務の休廃止)

(秘密保持義務) 情報処理センターは、 主務大臣の許可を受けなければ、 情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第八十一条 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな

第八十二条 存しなければならない。 情報処理センター Ιţ 主務省令で定めるところにより、 帳簿を備え、 情報処理業務に関し主務省令で定める事項を記載し、

これを保

報告及び立入検査)

- 産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の第八十三条 - 主務大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資

物件を検査させることができる。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなけら 関係者に提示しなければならない。

(監督命令)

3

第八十四条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、 情報処理センターに対し、 情報処理業務に関し監督上必要な命令

をすることができる。 (指定の取消し等)

情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。「指定」という。)を取り消すことができる。

第八十五条 主務大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、

第七十六条第一

項の規定による指定 (以下この条におい

指定に関し不正の行為があったとき。

報処理業務を行ったとき。 この節の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第七十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情

2 主務大臣は、 前項の規定により指定を取り消したときは、 その旨を公示しなければならない

第八十六条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を大気中に放出してはならない。(フロン類の放出の禁止)

(フロン類の放出の禁止等の表示)

製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。 特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充塡されているフロン類に関 当該特定

当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

が第二種特定製品である場合にあっては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を引取業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の二 当該特定製品を廃棄する場合 (当該特定製品が第一種特定製品である場合にあっては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品

第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項

(使用済自動車再資源化法との関係)類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。「項第一号において同じ。)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン第八十八条「第二種特定製品が搭載されている自動車(使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。第九十三条及び第百条第(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

るところによる。 (十九条) 第二種特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊については、この法律に定めるもののほか、 使用済自動車再資源化法の定

主務大臣によるフロン類等の製造業者等への協力要請)

供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフのっとり講ずる措置並びに第九十七条及び第九十八条の規定により講ずる措置に関し、フロン類、指定製品及び特定製品に係る技術的知識の提第九十条(主務大臣は、フロン類、指定製品又は特定製品の製造業者等に対し、第四条に規定する責務にのっとり、国が第七条に規定する責務に ロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その

報告の徴収)

- 造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第九十一条 - 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは指定製品の割(報告の徴収) は指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めることができる。類再生業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。同項及び同条において同じ。)又はフロン類破壊業者に対し、フロン類若しく第一種フロン類充塡回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条において同じ。)、第一種フロン

の充塡、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試フロン類充塡回収業者、第一種プロン類再生業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所又はフロン類指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種第九十二条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、フロン類若しくは(立入検査) 料を無償で収去させることができる。

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならなご

第九十三条 主務大臣は(資料の提出の要求) 者等、 必要な資料の提出及び説明を求めることができる。 第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充塡回収景、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又はフロン類若しくは指定製品の製造業

(フロン類に関する情報の公表)

第四十七条第四項の規定による通知又は第六十条第三項及び第七十一条第三項の規定による報告に係る事項その他この

表するものとする。 法律の規定により収集された情報を整理して、 特定製品に係るフロン類の充塡、 収 再生及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公

(環境大臣による第一種フロン類再生業者等に関する調査請求

- 第九十五条 よう主務大臣に求めることができる。 反した場合は、当該第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準に違反していないかどうかを調査する『九十五条 環境大臣は、第一種フロン類再生業者がフロン類の再生その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違
- 2 ことができる。 当該フロン類破壊業者が第六十九条第四項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求める- 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合は、

国の援助)

第九十六条 言その他の援助に努めるものとする。 国は、 フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、 技術的 な助

- 第九十七条 国は、フロン特の(教育及び学習の振興等) されるフロン類の管理の適正化の推進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。 ためには、 事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進してフロン類の大気中への排出を抑制する
- 2 化に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正

理の適正化に関する技術の研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進及びその成果の普及のために必要第九十八条(国は、フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発、特定製品に使用されるフロン類の管(研究開発の推進等) な措置を講ずるものとする。

(情報交換の促進等)

進するとともに、 十九条国は、 当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。 この法律の規定により都道府県知事が行う事務が円滑に実施されるように、 国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促

(主務大臣等)

提出の要求に関する事項

環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

- 第百条 す る。 備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第九十三条の規定による資料の第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整 この法律における主務大臣は、 環境大臣及び経済産業大臣とする。 ただし、次の各号に掲げる事項については、 当該各号に定める大臣と
- 十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条の規定による資料の提出の要求(第二章第一節の規定を施行するために行うものに限る。十一条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九 に関する事項 第九条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、 同条第二項に規定する当該事項の改定、第十条に規定する指導及び助言、 第
- 第十二条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、 同条第二項に規定する当該事項の改定、 第十三条第一項に規定する勧告、

十三条の規定による資料の提出の要求(第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項(当該指定製品の製造業者等いて準用する第十一条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九条の規定による告示、第十五条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十五条第二項にお同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による命令、第十四 が行う指定製品の製造等の事業を所管する大臣

条第二項に定める事項 第二十一条第一項の規定による請求、第二十二条の規定による開示及び第二十四条の規定による技術的助言等に関する事項並びに第二十六 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣

定めるとおりとする。 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、 当該各号に

経済産業大臣の発する命令

第十九条第一項及び第二項、第十三条第一項の主務省令第十一条第一項の主務省令 当該指定製品の製造等の事業を所管する大臣の発する命令

第二十三条第一項並びに第二十六条の主務省令、環境大臣、 経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令

兀 第四十二条第一項及び第八十八条の主務省令 環境大臣、 経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令

(権限の委任等)

第百一条(この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。 2 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務 (第三章第一節及び第二節に規定する事務を除く。) の一部は、 政令で定めるところ

により、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

第百二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、 る範囲内において、所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。 その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され

第二十七条第一項の規定に違反して登録を受けないでフロン類の充塡又は回収を業として行った者 第三十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者 不正の手段によって第二十七条第一項の登録(第三十条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

九八七六五四 第五十条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者 不正の手段によって第五十条第一項の許可(第五十二条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者

第五十三条第一項の規定に違反して第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第六十三条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の破壊を業として行った者

第六十六条第一項の規定に違反して第六十三条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者 不正の手段によって第六十三条第一項の許可(第六十五条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者

第六十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者 八十一条の規定に違反した者

第八十六条の規定に違反して特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を大気中に放出した者

二条第五項又は第七十三条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 第十一条第三項(第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。)、第十八条第三項、 第四十九条第七項、

第百五条 第三十一条第一項、第五十三条第三項又は第六十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰 金に処する。

二 第八十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。 一 第八十条の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。 第八十条の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。

第八十三条第一項又は第九十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

保存しなかった者 第四十七条第一項、第六十条第一項又は第七十一条第一項の規定に違反3条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。第八十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 第六十条第一項又は第七十一条第一項の規定に違反して、 記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、 又は記録を

、又は虚偽の報告をした者

二 第四十七条第三項、第六十条第三項、第七十一条第三項又は第九十一条 (情報処理センターに係る部分を除く。) の規定による報告をせず

第百八条(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人に対しても、第二、第九十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者、又は虚偽の報告をした者 第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 第百三条 (第十二号を除く。 各本条の罰金刑を科する。

第三十三条第一項又は第五十四条第一項(第六十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠った者第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附 則 (平成二十五年六月十二日法律第三十九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

次条及び附則第三条の規定が開第十条の規定が公布の日 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

準備行為)

第二条 この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (以下「新法」という。 ようとする者は、この法律の施行前においても、 同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。 第五十条第 一項の許可を受け

前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

- 3 を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、 前項の違反行為をしたときは、 行為者
- 第三条 新法第七十六条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。 においても、 同条並びに新法第七十八条及び第七十九条第一項の規定の例により行うことができる。 前

(経過措置)

- 第四条 規定する報告について適用する。 新法第十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、 施行日の属する年度の翌年度以降に行う同条第 項 に
- 第五条 五条の規定は、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類については、 新法第三十七条、第三十九条第二項及び第六項、第五十九条、第六十条、第六十九条第二項、 適用しない。 第七十条、 第七十四条第二項並びに第七十
- 2 着手された第一種特定製品に係るフロン類について適用し、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類については- 新法第三十九条第四項、第四十六条第一項、第六十九条第五項及び第七十四条 (第二項を除く。) の規定は、施行日以後に整備又は廃棄等に なお従前の例による。
- いう。) 第九条第一項の登録を受けている者は、新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなす。第六条(この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (以下「 旧法」
- 2 前項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者についての新法第三十条第一項の規定の適用については、 その者
- 間内に新法第二十九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新法第二十七条第一項の登録いて「フロン類充塡」という。)を業として行っている者(第一項に規定する者を除く。)は、施行日から六月を経過する日までの間(当該期3.この法律の施行の際現に第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡すること(次項におが旧法第九条第一項の登録を受けた日を新法第二十七条第一項の登録を受けた日とみなす。 は、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。を受けないでも、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したとき
- 第七項並びに第九十一条から第九十三条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。 く。)及び第二項、第三十七条、第三十八条第一項、第四十七条第一項から第三項まで、 う区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者とみなして、前項の規定により引き続きフロン類充塡を業として行うことができる場合においては、 第四十八条、第四十九条第一項、第二項、第五項及び新法第三十五条第一項 (登録の取消しに係る部分を除そのフロン類充塡については、その者を当該業務を行
- 第七条 又は第四号に該当する行為は、新法第三十五条第一項第一号又は第四号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。 前条第一項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前にした旧法第十七条第一 項 第 믕
- 第八条 て、 (罰則に関する経過措置) 新法 (これに基づく命令を含む。 前二条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法 (これに基づく命令を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であ)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした
- (政令への委任)
- 第十条のの附則に定めるもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 新法の施行の状況、 新法第九十八条のフロン類代替物質の研究開発その他の

、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。フロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を勘案し (登録免許税法の一部改正)

別表第一第百十九号を次のように改める。第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

百十九 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の許可	
く。)	一件につき九万円
の許可(更新の許可を除く。) 十三条第一項(フロン類破壊業者の許可)のフロン類破壊業者(二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六 許可件数	一件につき九万円

別表第一の八十七の項を次のように改める。第十三条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。(住民基本台帳法の一部改正)

		は環境省	八十七 経済産業省又
Ø	更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるも五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の	四号)による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第一	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成十三年法律第六十

別表第三の十二の項を次のように改める。別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項を同表の七の項とする。

	十二 都道府県知事
務であつて総務省令で定めるもの	「項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項届出に関する事一フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十条第一

別表第五第十六号を次のように改める。別表第四の六の項を削り、同表の六の二の項を同表の六の項とする。

十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、 同法第三十条第一項の更新又は同法第三

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

る法律」に、 第二条第七項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関す 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。 「フロン類回収破壊法」を「フロン類法」に改め、同条第十項中「フロン類回収破壊法第三十三条第三項」を「フロン類法第六十

九条第四項」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正) 第四十五条第一項第二号及び第五十六条第一項第二号中「フロン類回収破壊法」を「フロン類法」に改める。第二十六条第一項中「フロン類回収破壊法第二十六条第二号二」を「フロン類法第二条第十二項」に改める。

附則第九条第二項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に第十五条(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。 関する法律」に、 「第三十八条」を「 第八十六条」に改める。